

「にぎわいスポーツ文化局所管施設への再生可能エネルギー等導入事業」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「にぎわいスポーツ文化局所管施設への再生可能エネルギー等導入事業」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市P P A事業に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実施方針及び手法（具体的な技術提案）
- (2) 業務実施計画・体制
- (3) スケジュール
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザル方式により受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 技術提案内容
 - (2) 業務実施計画・体制・スケジュール
 - (3) ワークライフバランス等に関する取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会の構成は、次のとおりとする。
- 委員長 にぎわいスポーツ文化局総務部長
副委員長 にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興部長
委員 にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課担当課長
にぎわいスポーツ文化局文化振興課施設担当課長
建築局保全推進課保全管理担当課長
建築局電気設備課長
栄区地域振興課長
脱炭素・G R E E N × E X P O 推進局循環型社会推進課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果をにぎわいスポーツ文化局委託等業者第一選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和7年8月5日から施行する。